

事 企 法 一 一 九 〇

令 和 四 年 六 月 二 四 日

人 事 院 事 務 総 長

「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の一部改正について（通知）

「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（令和４年２月１８日事企法一３７）」の一部を下記のとおり改正したので、令和４年６月２４日以降は、これによってください。

記

第 1 7 項の表改正前欄の規則第 5 条関係第 1 項中「派遣若しくは」を「派遣、」に、「派遣（」を「派遣若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和４年法律第 1 5 号）第 1 5 条第 1 項の規定による派遣（」に改め、同表改正後欄の規則第 5 条関係第 1 項第 2 号中「派遣若しくは」を「派遣、」に、「派遣（」を「派遣又は令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和４年法律第 1 5 号）第 1 5 条第 1 項の規定による派遣（」に改める。

以 上